



社労士のつぶやき 69 コロナとマイナンバー

前回、会社を休業しても従業員の雇用を維持した場合に支給される雇用調整助成金について書きました。しかし、今それを読み返してみたら非常に問題がありました。と言うのは、この2か月間で制度の中身が大きく変わったためです。まあ、「良い方向」に変わったおかげ？で、「書いていることと違うじゃないか！」とは誰も問題にはしないでしょうが、また変わるといけないので今回書くのは差し控えます。

関連した話になりますが、マイナンバーについて少し書きます。新型コロナウイルス感染防止のため、政府は緊急事態宣言を発しました。そして経済活動がストップしてしまい、労働者には給料が払われず、小さなお店などを経営している個人事業主などの収入もストップしてしまいました。この事態を打開するため、政府は当初低所得者に30万円を支給するとしていましたが、世論の圧力で国民一律10万円の特別低額給付金を支給することに変わり、「マイナンバーを活用して迅速に、5月中に」という方針を示したのです。

さて、ここで皆さんに質問です。マイナンバー制度が始まってから今まで、皆さんはどのくらいマイナンバーを利用しましたか？マイナンバーカードを持っている人もかなりおられますが、基本は写真が載った表面を身分証明書として使うか、会社や行政、金融機関で提示を求められたらナンバーの書いてある裏面をコピーして提出する、くらいの頻度だと思います。今回の給付金申請で初めてマイナンバー（オンライン申請、マイナポータル）を利用した、という方もいらっしゃると思いますが、これが大変お粗末な結果となりました。

ゴールデンウィークを返上し、徹夜で全世帯に申請用紙を発送した地方自治体の職員たちは、連休明けから対応に追われ続けました。本当に気の毒です。オンラインが集中してつながらない、パスワードを忘れた、世帯主だけが申請できるのに息子がやってしまった、郵送申請でも、身分証のコピーとしてマイナンバーの「通知カード」は認められなかった、等々。書ききれません。

そもそも、私たちはこんなにマイナンバーを使ったことがないのです。何故か？マイナンバー制度の目的は、行政職員が個々人の収入や税金、社会保険料を把握（摘発？）することであり、それも主に大多数の国民が勤務する会社を通じて運用されてきました。つまり徴収が目的なのです。今回の給付金のように、「国民に支給するために使う」という目的は無いのです。そりゃ混乱しますね。

まあ、今回のコロナ騒動で国家の姿勢が鮮明に浮かび上がってきたと言えます。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2020年6月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	114円
ハイオク	124円
軽油	97円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	116.0円
ハイオク	126.0円
軽油	94.0円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	107.4~109.4円	107.4~109.4円	95.5~97.5円
ハイオク	117.3~119.3円	117.3~119.3円	105.5~107.5円
軽油	91.1~93.1円	91.1~93.1円	72.4~74.4円

【価格は税抜】